抜本的な有害鳥獣対策について

九州部会提出 説明担当 竹田市

わが国においては、農林業従事者の高齢化や担い手不足等により、山林の荒廃化と ともに農地の耕作放棄地が年々、驚異的に増加している傾向にある。

特に、中山間地域にあっては、イノシシやシカ、カラスやカワウなどの野生鳥獣による農作物被害、林業被害、さらには内水面生態系の崩壊などの被害が拡大の一途をたどり、農林業従事者をはじめとした関係者の就労意欲と生産意欲を著しく減退させ、耕作放棄地の増加に更なる拍車をかけているのが実情である。

林地の荒廃と耕作放棄地の増加は、野生鳥獣の活動範囲の拡大を意味するものであり、美しいわが国の国土保全のためにも、考えられるあらゆる手段を講じる中で何としても食い止めなければならない。

猟友会などの協力による駆除対策は講じられているものの、猟友会においても狩猟 免許取得者の減少と高齢化は進み、関係者の不安は募るばかりである。

食料・農業・農村基本法は、「食料の安定的確保」や「農業の多面的機能の発揮」と「持続的な発展」とともに、「農村の振興」を基本理念とし、森林・林業基本法でも、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を目指しているが、その実現を図るためには、永い歴史の中で営々と築かれてきたかけがえのない山林や農地を守って行くことが絶対要件であり、一旦荒廃した国土を回復させることは容易なことではない。

ついては、国において抜本的な有害鳥獣対策を講じられるよう強く要望する。